

中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書

令和 年 月 日

練馬区長 宛

〔申請者〕

住所

事業所名

氏名

印

私は、下記のとおり、_____の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ売上高等も減少しておりますため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 _____年 月 日

2 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等 (※経済産業大臣が認める日以降であること)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$
 減少率 _____ % (実績)

B

A : 信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等 _____ 円

B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 _____ 円

(※経済産業大臣が認める日の直前の年にかかる同期間であること)

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み 減少率 _____ % (実績見込み)

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等 _____ 円

D : Cの期間に対応する前年2か月間の売上高等 _____ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

〔 _____ 〕

練産経認第 _____ 号

令和 年 月 日

上記のとおり、相違ないことを認定します。

本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(※有効期間至は危機指定期間の終期を超えることはできない)

認定者 練馬区長 前川 燿 男 印

(注1) 本文下線には、経済産業大臣が生じていると認める「信用の収縮」を入れる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 認定書の有効期限は、認定書に記載された日と中小企業信用保険法第二条第六項の規定に基づき経済産業大臣が指定する期間の終期のいずれか先に到来する日となります。